

(五) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第四十三条の九第一項(登録検定機関の登録)の登録(更新の登録を除く。)				
(一) 省略	省略	登録件数	万円	一件につき九
(二) 国際観光ホテル整備法第三条又は第十八条第一項の登録実施機関に係る登録(更新の登録を除く。)	登録件数	万円	一件につき九	省略
四十二 ホテル若しくは旅館の登録又は外客宿泊施設に係る登録実施機関の登録	登録件数	万円	一件につき九	省略
四十一の三 自動車の登録に係る登録情報処理機関の登録	登録件数	万円	一件につき九	省略
四十一・四十一の二 省略				
道路運送車両法(昭和二十六年法律第二百八十五号)第七条第四項(登録情報処理機関の登録)の登録(更新の登録を除く。)				
四十の六 船舶保安規程の審査等に係る船級協会の登録	登録件数	万円	一件につき九	省略
国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律(平成十六年法律第三十一号)第二十条第一項(船級協会の登録)の船級協会の登録(更新の登録を除く。)				

四十一・四十一の二 同上

四十三 旅行業若しくは旅行業者代理業の登録又は旅程管理業務に係る登録  
録研修機関の登録

四十三 旅行業又は旅行業者代理業の登録又は変更登録

(一) 省略

(二) 旅行業法第十二条の十一第一項(登録研修機関の登録)の登録(更新の登録を除く。)

省略

省略

四十三の二 予報業務の許可又は気象測器に係る登録検定機関の登録

(一) 気象業務法(昭和二十七年法律第一百六十五号)第十七条第一項(予報業務の許可)の予報業務の許可

許可件数

一件につき九万円

(二) 気象業務法第九条(登録検定機関の登録)の登録(更新の登録を除く。)

登録件数

一件につき九万円

四十四 建設業の許可又は監理技術者に係る講習の登録若しくは建設業者に係る登録経営状況分析機関の登録

(一) 建設業法(昭和二十四年法律第二百号)第三条第一項(建設業の許可)

(二) 国土交通大臣がする建設業(同法別表第一の下欄に掲げる建設業をいう。以下「」において同じ。)の許可(許可の更新及び次の区分ごとに他の建設業について同時に国土交通大臣の許可がされている場合には、次の区分ごとにこれを除くものとし、二以上の建設業について同時に国土交通大臣の許可がされる場合には、次に該当する区分ごとにこれらの許可を「の許可」とみなす。)

(一) 建設業法第三条第一項第一号に掲

許可件数

一件につき十

(一) 同上

同上

同上

四十三の三 予報業務の許可

気象業務法(昭和二十七年法律第一百六十五号)第十七条第一項(予報業務の許可)の予報業務の許可

許可件数

一件につき九万円

四十四 建設業の許可

建設業法(昭和二十四年法律第二百号)第三条第一項(建設業の許可)の国土交通大臣がする建設業(同法別表の下欄に掲げる建設業をいう。以下この号において同じ。)の許可(許可の更新及び次の区分ごとに他の建設業について同時に国土交通大臣の許可がされ、二以上の建設業について同時に国土交通大臣の許可がされる場合には、次に該当する区分ごとにこれらの許可を「の許可」とみなす。)

(一) 建設業法第三条第一項第一号に掲げる者に係る同項の許可	許可件数	一件につき十 五万円
(二) 建設業法第三条第一項第二号に掲げる者に係る同項の許可	許可件数	一件につき十 五万円
(二) 建設業法第二十六条第四項(講習の登録)の登録(更新の登録を除く。)	登録件数	一件につき九 万円
(三) 建設業法第二十七条の二十四第一項(登録経営状況分析機関の登録)の登録(更新の登録を除く。)	登録件数	一件につき九 万円
四十五 宅地建物取引業の免許又は宅地建物取引主任者に係る登録講習機関の登録	登録件数	一件につき九 万円
(一) 宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第百七十六号)第三条第一項(免許)の国土交通大臣がする宅地建物取引業の免許(更新の免許を除く。)	免許件数	一件につき九 万円
(一) 宅地建物取引業法第十六条第三項(登録講習機関の登録)の登録(更新の登録を除く。)	登録件数	一件につき九 万円
四十五の二 省略	登録件数	一件につき九 万円
四十五の三 マンション管理業者の登録又はマンション管理士等に係る登録講習機関の登録	登録件数	一件につき九 万円
(一) マンションの管理の適正化の推進に関する法律第四十四条第一項(登録)の登録)のマンション管理業者の登録(更新の登録を除く。)	登録件数	一件につき九 万円
(二) マンションの管理の適正化の推進	登録件数	一件につき九 万円

(一) 建設業法第三条第一項第一号に掲げる者に係る同項の許可	許可件数	一件につき十 五万円
(二) 建設業法第三条第一項第二号に掲げる者に係る同項の許可	許可件数	一件につき十 五万円
(二) 建設業法第二十六条第四項(講習の登録)の登録(更新の登録を除く。)	登録件数	一件につき九 万円
四十五 宅地建物取引業の免許	登録件数	一件につき九 万円
(一) 宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第百七十六号)第三条第一項(免許)の国土交通大臣がする宅地建物取引業の免許(更新の免許を除く。)	免許件数	一件につき九 万円
四十五の二 同上	登録件数	一件につき九 万円
四十五の三 マンション管理業者の登録	登録件数	一件につき九 万円
(一) マンションの管理の適正化の推進に関する法律第四十四条第一項(登録)の登録)のマンション管理業者の登録(更新の登録を除く。)	登録件数	一件につき九 万円
(二) マンションの管理の適正化の推進	登録件数	一件につき九 万円

に関する法律第四十一一条（登録講習機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）

〔三〕 マンションの管理の適正化の推進に関する法律第六十条第二項（登録講習機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）

登録件数

万円

一件につき九

四十六 測量業者の登録又は測量士に係る登録養成施設の登録

〔一〕 測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第五十五条第一項（測量業者の登録）の測量業者の登録（更新の登録を除く。）

登録件数

万円

一件につき九

〔二〕 測量法第五十条第三号又は第四号（登録養成施設の登録）の登録（更新の登録を除く。）

登録件数

万円

一件につき九

四十六の二 広告物等の表示に係る業務主任者に係る登録試験機関の登録

屋外広告物法（昭和二十四年法律第八十九号）第十条第一項第三号イ（登録試験機関の登録）の登録

登録件数

万円

一件につき十

四十六の三 不動産鑑定士に係る実務修習機関の登録

不動産の鑑定評価に関する法律第十四条の二（実務修習機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）

登録件数

万円

一件につき九

四十六の四 住宅性能評価に係る登録住宅性能評価機関若しくは登録講習機関の登録、登録住宅型式性能認定等機関の登録又は住宅の特別評価方法認定に係る登録試験機関の登録

四十六 測量業者の登録

測量法（昭和二十四年法律第八十九号）第五十五条第一項（測量業者の登録）の測量業者の登録（更新の登録を除く。）

登録件数

万円

一件につき九

測量法（昭和二十四年法律第八十九号）第五十五条第一項（測量業者の登録）の測量業者の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	万円	一件につき九
--	------	----	--------

(一) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五条第一項（登録住宅性能評価機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）			
(二) 住宅の品質確保の促進等に関する法律第十三条（登録講習機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	万円	一件につき九
(三) 住宅の品質確保の促進等に関する法律第三十一条第一項（登録住宅型式性能認定性能認定等機関の登録）又は第三十三条第一項（登録住宅型式性能認定等機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	万円	一件につき九
四十七 省 略	登録件数	万円	一件につき九

四十七の二 電気通信事業者の登録又は端末機器に係る登録認定機関の登録

(一) 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第九条（電気通信事業者の登録）の電気通信事業者の登録	登録件数	万円	一件につき十
(二) 電気通信事業法第八十六条第一項（登録認定機関の登録）の登録認定機関の登録	登録件数	万円	一件につき九

(一) 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第九条（電気通信事業者の登録）の電気通信事業者の登録	登録件数	万円	一件につき十
(二) 電気通信事業法第八十六条第一項（登録認定機関の登録）の登録認定機関の登録	登録件数	万円	一件につき九

四十八の四 消防の設備等に係る登録検定機関の登録	四十八の二・四十八の三 省 略	四十八の二・四十八の二 第一項 (登録検定機関の登録)	四十八の二・四十八の二 第二項 (登録件数)	四十八の二・四十八の二 第三項 (登録料)	四十八の二・四十八の二 第四項 (登録料)
消防法 (昭和二十三年法律第百八十六号) 第十七條の二第一項 (登録検定機	四十八の二・四十八の三 省 略	四十八の二・四十八の二 第一項 (登録検定機関の登録)	四十八の二・四十八の二 第二項 (登録件数)	四十八の二・四十八の二 第三項 (登録料)	四十八の二・四十八の二 第四項 (登録料)
一 五 万 円	一 件 につ き 十	一 件 につ き 九	一 件 につ き 九	一 件 につ き 九	一 件 につ き 三
万 円	万 円	万 円	万 円	万 円	万 円
登録件数	登録件数	登録件数	登録件数	登録件数	無線局の数
(一) 電波法 (昭和二十五年法律第三百三十一号) 第四条 (無線局の開設) の無線局の免許 (再免許及び同法第五条第二項第一号 (欠格事由) に規定する実験無線局その他政令で定める無線局の免許を除く。)	(二) 電波法第二十七条の十八第一項 (登録) の無線局の登録 (再登録その他政令で定める登録を除く。)	(三) 電波法第二十四条の二第一項 (点検事業者の登録) の点検事業者の登録	(四) 電波法第二十四条の十三第一項 (外国点検事業者の登録) の外国点検事業者の登録	(五) 電波法第三十八条の二第一項 (登録証明機関の登録) の登録証明機関の登録 (更新の登録を除く。)	(六) 電波法第七十一条の三の二第一項 (登録周波数終了対策機関の登録) の登録 (更新の登録を除く。)

四十八の二・四十八の三 同 上	電波法（昭和二十五年法律第二百三十一号）第四条（無線局の開設）の無線局の免許（再免許及び同法第五条第二項第一号（欠格事由）に規定する実験無線局その他政令で定める無線局の免許を除く。）	無線局の数	一局につき三万円（電波法第五条第四項の放送をする無線局については、十五万円）

関の登録) 又は第二十一条の三第一項  
(登録検定機関の登録) の登録 (更新  
の登録を除く。)

四十九・五十 省 略

四十九・五十 同 上

五十一 國際希少野生動植物種の個体等に係る登録機関又は認定機関の登  
録

登録件数  
万円  
一件につき九

(一) 絶滅のおそれのある野生動植物の  
種の保存に関する法律(平成四年法  
律第七十五号)第二十三条第一項(登  
録機関の登録)の登録

登録件数  
万円  
一件につき九

(二) 絶滅のおそれのある野生動植物の  
種の保存に関する法律第三十三条の  
八第一項(認定機関の登録)の登録

五十二 遺伝子組換え生物等の輸入に係る登録検査機関の登録

登録件数  
万円  
一件につき九

遺伝子組換え生物等の使用等の規制に  
よる生物の多様性の確保に関する法律  
(平成十五年法律第九十七号)第十七

条第一項(登録検査機関の登録)の登  
録

五十三 会社の電子公告に係る調査機関の登録

登録件数  
万円  
一件につき九

商法第四百五十七条(調査機関の登録  
)の登録(更新の登録を除く。)

五十四 警備員等に係る登録講習機関の登録

登録件数  
万円  
一件につき九

警備業法(昭和四十七年法律第百十七

号) 第二十三条第三項(登録講習機関  
の登録)の登録(更新の登録を除く。)

万円

(租税特別措置法の一部改正)

第五条 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

目次

第一章 総則(第一条・第二条)	第一章 同上
第二章 所得税法の特例	第二章 同上
第一節 不動産所得及び配当所得(第三条—第九条の七)	第一節 同上
第二節 特別税額控除及び減価償却の特例(第十条—第十九条)	第二節 同上
第三款 準備金(第二十条—第二十一条)	第三款 同上
第四款 鉱業所得の課税の特例(第二十二条—第二十四条)	第四款 同上
第五款 農業所得の課税の特例(第二十五条)	第五款 同上
第六款 その他の特例(第二十五条の二—第二十八条の四)	第六款 同上
第七款 給与所得及び退職所得(第二十九条—第二十九条の六)	第七款 同上
第八款 山林所得及び譲渡所得等	第八款 同上
第九款 山林所得の課税の特例(第三十条・第三十条の二)	第九款 同上
第十款 長期譲渡所得の課税の特例(第三十一条—第三十一条の四)	第十款 同上
第十一款 短期譲渡所得の課税の特例(第三十二条)	第十一款 同上
第十二款 収用等の場合の譲渡所得の特別控除等(第三十三条—第三十三条の六)	第十二款 同上
第十三款 特定事業の用地買収等の場合の譲渡所得の特別控除(第三十四条—第三十四条の三)	第十三款 同上
第十四款 居住用財産の譲渡所得の特別控除(第三十五条)	第十四款 同上
第十五款 譲渡所得の特別控除額の特例(第三十六条)	第十五款 同上
第十六款 第七款の二 居住用財産の買換えの場合等の長期譲渡所得の課税の特例(第三十六条の二—第三十六条の六)	第十六款 同上
第十七款 第八款 特定の事業用資産の買換えの場合等の譲渡所得の課税の特例(第三十七条—第三十七条の九の三)	第十七款 同上
第十八款 第九款 有価証券の譲渡による所得の課税の特例等(第三十七条の十一—第三十七条の二—第三十七条の九の三)	第十八款 同上
第十九款 第十款 その他の特例(第三十九条—第四十条の三)	第十九款 同上
第二十款 第四節の二 居住者の特定外国子会社等に係る所得等の課税の特例	第二十款 同上

目次

第一章 同上	第一章 同上
第二章 同上	第二章 同上
第一節 同上	第一節 同上
第二節 同上	第二節 同上
第三節 同上	第三節 同上
第四節 同上	第四節 同上
第五節 同上	第五節 同上
第六節 同上	第六節 同上
第七節 同上	第七節 同上
第八節 同上	第八節 同上
第九節 同上	第九節 同上
第十節 同上	第十節 同上

第四節の二 居住者の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例(第四十条の二)

第二款 居住者の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例（第四十条の四）  
〔第四十条の六〕

第二款 居住者の特定外国信託に係る所得の課税の特例（第四十条の七）  
〔第四十条の九〕

第五節 住宅借入金等を有する場合の特別税額控除（第四十一条—第四十二条の三）  
〔第四十二条の二〕

第六節 その他の特例（第四十二条の四—第四十二条の三の二）  
〔第四十二条の三〕

第三章 法人税法の特例

第一節 特別税額控除及び減価償却の特例（第四十二条の四—第五十四条）

第二節 準備金等（第五十五条—第五十七条の九）

第三節 鉱業所得の課税の特例（第五十八条・第五十九条）

第三節の二 沖縄の認定法人の課税の特例（第六十条）

第四節 協同組合の課税の特例（第六十一条）

第四節の二 農業生産法人の課税の特例（第六十二条の二・第六十二条の三）

第四節の三 交際費等の課税の特例（第六十二条の四）

第五節 使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例（第六十二条・第六十二条の二）

第五節の二 土地の譲渡等がある場合の特別税率（第六十二条の三・第六十三条の二）

第六節 資産の譲渡の場合の課税の特例

第一款 収用等の場合の課税の特例（第六十四条—第六十五条の二）

第二款 特定事業の用地買収等の場合の所得の特別控除（第六十五条の三—第六十五条の五）

第三款 資産の譲渡に係る特別控除額の特例（第六十五条の六）

第四款 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例（第六十五条の七—第六十六条の二）

〔第六十六条の二〕

第七節 景気調整のための課税の特例（第六十六条の二）

第七節の二 国外関連者との取引に係る課税の特例（第六十六条の四）

第七節の三 国外支配株主等に係る負債の利子の課税の特例（第六十六条の五）

第七節の四 内国法人の特定外国子会社等に係る所得等の課税の特例（第六十六条の一）

〔第六十六条の九〕

四一 第四十条の六

第五節 同上

第六節 同上

第三章 同上

第一節 同上

第二節 同上

第三節 同上

第四節 同上

第五節 同上

第六節 同上

第七節 同上

第五節の二 同上

第六節 同上

第七節 同上

第一款 同上

第二款 同上

第三款 同上

第四款 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例（第六十五条の七—第六十六条の十五）

〔第六十六条の二〕

第七節 同上

第七節の二 同上

第七節の三 同上

第七節の四 現物出資の場合の課税の特例（第六十六条・第六十六条の二）

〔第六十六条の九〕

第七節の四 内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例（第六十六条の六—第六十六条の九）

第二款 内国法人の特定外国信託に係る所得の課税の特例（第六十六条の九）  
の二（第六十六条の九の五）

第八節 その他の特例（第六十六条の十一第六十八条の七）

第九節 削除

第十節 連結法人の特別税額控除及び減価償却の特例（第六十八条の九—第六十八条の四十二）

第十一節 連結法人の準備金等（第六十八条の四十三—第六十八条の五十九）

第十二節 削除

第十三節 連結法人の鉱業所得の課税の特例（第六十八条の六十一—第六十八条の六十二）

第十四節 連結法人である沖縄の認定法人の課税の特例（第六十八条の六十三）

第十五節 連結法人である農業生産法人の課税の特例（第六十八条の六十四—第六十八条の六十五）

第十六節 連結法人の交際費等の課税の特例（第六十八条の六十六）

第十七節 連結法人に使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例（第六十八条の六十七）

第十八節 連結法人の土地の譲渡等がある場合の特別税率（第六十八条の六十—八・第六十八条の六十九）

第十九節 連結法人の資産の譲渡の場合の課税の特例

第一款 収用等の場合の課税の特例（第六十八条の七十—第六十八条の七十一）

第二款 特定事業の用地買収等の場合の連結所得の特別控除（第六十八条の七十四—第六十八条の七十六）

第三款 資産の譲渡に係る特別控除額の特例（第六十八条の七十七）

第四款 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例（第六十八条の七十八—第六十八条の八十五の二）

第五款 同上

第六款 同上

第七款 同上

第八款 同上

第九款 同上

第十款 同上

第十一款 同上

第十二款 同上

第十三款 同上

第十四款 同上

第八節 同上  
第九節 同上  
第十節 同上  
第十一節 同上  
第十二節 同上  
第十三節 同上  
第十四節 同上  
第十五節 同上  
第十六節 同上  
第十七節 同上  
第十八節 同上  
第十九節 同上  
第二十節 同上  
第二十一節 同上  
第二十二節 同上  
第二十三節 同上  
第二十四節 同上

第二十節 連結法人の現物出資の場合の課税の特例（第六十八条の八十六）

第二十一節 同上

第二十二節 同上

第二十三節 同上

第二十四節 同上

第二十五節 連結法人の特定外國子会社等に係る所得等の課税の特例（第六十八条）

第一款 連結法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例（第六十八条の九十一—第六十八条の九十三）

第二款 連結法人の特定外国信託に係る所得の課税の特例（第六十八条の九十三の五）

条の九十一—第六十八条の九十三）

第二十五節 連結法人のその他の特例（第六十八条の九十四—第六十八条の百十ニ）

第二十五節 同上

第四章 相続税法の特例（第六十九条—第七十条の十二）

第四章 同上

第四章の二 地価税法の特例（第七十一条—第七十二条の十七）

第四章の二 同上

第五章 登録免許税法の特例（第七十二条—第八十四条の五）

第五章 同上

第六章 消費税法等の特例

第六章 同上

第一節 消費税法の特例（第八十五条—第八十六条の六）

第一節 同上

第二節 酒税法の特例（第八十七条—第八十七条の七）

第二節 同上

第二節の二 たばこ税法の特例（第八十八条—第八十八条の四）

第二節の二 同上

第三節 挿発油税法及び地方道路税法の特例（第八十八条の五—第九十条の三）

第三節 同上

第三節の二 石油石炭税法の特例（第九十条の四—第九十条の七）

第三節の二 同上

第三節の三 航空機燃料税法の特例（第九十条の八—第九十条の九）

第三節の三 同上

第三節の四 自動車重量税法の特例（第九十条の十一—第九十条の十二）

第三節の四 同上

第四節 印紙税法の特例（第九十一条—第九十二条）

第四節 同上

第七章 利子税等の割合の特例（第九十三条—第九十六条）

第七章 同上

第八章 雜則（第九十七条）

第八章 同上

附則

（振替国債の利子の課税の特例）

第五条の二 省略

254 省略

5 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 省略

二 特定口座管理機関 社債等の振替に関する法律第二条第四項に規定する口座管理機関（次号及び第七号において「口座管理機関」という。）のうち、特定振替機関が

振替機関が同法第十二条第一項の規定により口座を開設した者をいう。

三 特定間接口座管理機関 口座管理機関のうち、特定口座管理機関が社債等の振替に関する法律第四十四条第一項の規定により口座を開設した者及び当該者（外国間接口座管理機関に該当する者を除く。）をいう。

（振替国債の利子の課税の特例）

第五条の二 同上

254 同上

5 同上

一 同上

二 特定口座管理機関 社債等の振替に関する法律第二条第四項に規定する口座管理機関（次号において「口座管理機関」という。）のうち、特定振替機関が

同法第十二条第一項の規定により口座を開設した者をいう。

三 特定間接口座管理機関 口座管理機関のうち、特定口座管理機関が社債等の振替に関する法律第四十四条第一項の規定により口座を開設した者及び当該者（

イ 特定口座管理機関が社債等の振替に関する法律第四十四条第一項の規定により口座を開設した者

が同項の規定により口座を開設した者（それぞれ外国間接口座管理機関に該当する者を除く。）をいう。

ロ イ又はハの規定により特定間接口座管理機関に該当するものが社債等の振替に関する法律第四十四条第一項の規定により口座を開設した者

ハ ロの規定により特定間接口座管理機関に該当するものが社債等の振替に関する法律第四十四条第一項の規定により口座を開設した者

四、六省略

七 外国再間接口座管理機関 口座管理機関（社債等の振替に関する法律第四十一条第一項第十五号に掲げる者に該当するものに限るものとし、内国法人を除く。次号において「外国口座管理機関」という。）のうち、次のいずれかに該当するものをいう。

イ 外国間接口座管理機関が社債等の振替に関する法律第四十四条第一項の規定により口座を開設した者

ロ イ又はハの規定により外国再間接口座管理機関に該当するものが社債等の振替に関する法律第四十四条第一項の規定により口座を開設した者

ハ ロの規定により外国再間接口座管理機関に該当するものが社債等の振替に関する法律第四十四条第一項の規定により口座を開設した者

八省略

6 | 14 省略

15 特定振替機関等による非課税適用申告書又は所有期間明細書の提出の特例、前項第三号の通知に係る書面等の保存に関する事項その他第一項から第四項まで及び第六項から前項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（上場会社等の自己の株式の公開買付けの場合のみなし配当課税の特例）

第九条の六 証券取引法第二条第十六条に規定する証券取引所に上場されている株式その他これに類するものとして政令で定める株式を発行した株式会社（以下この項において「上場会社等」という。）が、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成七年法律第二百三十一号）の施行の日から平成十九年三月三十一日までの間に、証券取引法第二十七条の二十二の二第一項に規定する公開買付け（以下この項において「公開買付け」という。）により自己の株式の取得をした場合において、当該上場会社等の株主である個人が当該公開買付けに応じて行う当該上場会社等の株式の譲渡の対価として当該上場会社等から交付を受けた金銭の額が当該上場会社等の法人税法第二条第十六条に規定する資本等の金額又は同条第十六

四、六同上

七 外国再間接口座管理機関 社債等の振替に関する法律第四十四条第一項第十五号に掲げる口座管理機関（内国法人を除く。次号において「外国口座管理機関」という。）のうち、外国間接口座管理機関が同項の規定により口座を開設した者及び当該者が同項の規定により口座を開設した者をいう。

八同上

6 | 14 同上

15 特定振替機関等による所有期間明細書の提出の特例、前項第三号の通知に係る書面等の保存に関する事項その他第一項から第四項まで及び第六項から前項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（上場会社等の自己の株式の公開買付けの場合のみなし配当課税の特例）

第九条の六 証券取引法第二条第十六条に規定する証券取引所に上場している株式その他これに類するものとして政令で定める株式を発行した株式会社（以下この項において「上場会社等」という。）が、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成七年法律第二百三十一号）の施行の日から平成十七年三月三十一日までの間に、証券取引法第二十七条の二十二の二第一項に規定する公開買付け（以下この項において「公開買付け」という。）により自己の株式の取得をした場合において、当該上場会社等の株主である個人が当該公開買付けに応じて行う当該上場会社等の株式の譲渡の対価として当該上場会社等から交付を受けた金銭の額が当該上場会社等の法人税法第二条第十六条に規定する資本等の金額又は同条第十六

号の二に規定する連結個別資本等の金額のうちその交付の基団となつた株式に係る所得税法第二十五条第一項に規定する株式に対応する部分の金額を超えるときは、その超える部分の金額については、同項の規定は、適用しない。

2 前項の規定の適用がある場合における第三十七条の十第三項（第三十七条の十二第四項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第三十七条の十第三項中「の金額」とあるのは、「の金額（第九条の六第一項の規定の適用を受ける金額を除く。）」とする。

（相続財産に係る株式をその発行した上場会社等以外の株式会社に譲渡した場合のみなし配当課税の特例）

#### 第九条の七 省略

2 前項の規定の適用がある場合における第三十七条の十第三項（第三十七条の十二第四項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第三十七条の十第三項中「の金額」とあるのは、「の金額（第九条の七第一項の規定の適用を受ける金額を除く。）」とする。

#### 3 省略

（中小企業者が機械等を取得した場合等の特別償却又は所得税額の特別控除）

#### 第十条の三 省略

#### 2・3 省略

4 第一項に規定する個人が、指定期間内に、その製作の後事業の用に供されたことのない同項第一号又は第二号に掲げる減価償却資産を物品賃貸業を営む者から契約により賃借（政令で定める要件を満たすものに限る。）をして、これを国内にある当該個人の営む指定事業の用に供した場合（その指定事業の用に供した日の属する年の十二月三十一日まで引き続き当該指定事業の用に供している場合に限るものとし、次条第四項、第十条の五第四項、第十条の六第四項又は第十条の七の規定の適用を受けるものに係る場合を除く。）には、供用年の年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、その指定事業の用に供した当該減価償却資産（第一項第一号に掲げる減価償却資産にあつては、その賃借に要する政借に要する政令で定める費用の総額が政令で定める金額以上であるものに限る。）の当該費用の総額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額の合計額の百分の七額の百分の七に相当する金額（以下この項及び第六項において「リース税額控除限度額」といふ。）を控除する。この場合において、当該個人の供用年におけるリース税額控

号の二に規定する連結個別資本等の金額のうちその交付の基団となつた株式に係る所得税法第二十五条第一項に規定する株式に対応する部分の金額を超えるときは、その超える部分の金額については、同項の規定は、適用しない。

2 前項の規定の適用がある場合における第三十七条の十第四項（第三十七条の十二第四項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第三十七条の十第四項中「の金額」とあるのは、「の金額（第九条の六第一項の規定の適用を受ける金額を除く。）」とする。

（相続財産に係る株式をその発行した上場会社等以外の株式会社に譲渡した場合のみなし配当課税の特例）

#### 第九条の七 同上

2 前項の規定の適用がある場合における第三十七条の十第四項（第三十七条の十二第四項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第三十七条の十第四項中「の金額」とあるのは、「の金額（第九条の七第一項の規定の適用を受ける金額を除く。）」とする。

#### 3 同上

（中小企業者が機械等を取得した場合等の特別償却又は所得税額の特別控除）

#### 第十条の三 同上

#### 2・3 同上

4 第一項に規定する個人が、指定期間内に、その製作の後事業の用に供されたことのない同項第一号又は第二号に掲げる減価償却資産を物品賃貸業を営む者から契約により賃借（政令で定める要件を満たすものに限る。）をして、これを国内にある当該個人の営む指定事業の用に供した場合（その指定事業の用に供した日の属する年の十二月三十一日まで引き続き当該指定事業の用に供している場合に限るものとし、次条第四項、第十条の五第四項、第十条の六第四項又は第十条の七の規定の適用を受けるものに係る場合を除く。）には、供用年の年分の総所得金額から、政令で定める費用の総額が政令で定める金額以上であるものに限る。）の当該費用の額から、政令で定めるところにより、その指定事業の用に供した当該減価償却資産（第一項第一号に掲げる減価償却資産にあつては、その賃借に要する政借に要する政令で定める費用の総額が政令で定める金額以上であるものに限る。）の当該費用の総額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額の合計額の百分の七に相当する金額（以下この項及び第六項において「リース税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該個人の供用年におけるリース税額控

リース税額控除限度額が、当該個人の当該供用年の年分の事業所得に係る所得税額の百分の二  
額の百分の二十に相当する金額（その年においてその指定事業の用に供した特定  
機械装置等につき前項の規定によりその年分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金  
額がある場合には、当該金額を控除した残額）を超えるときは、そ  
の控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

#### 5-14 省略

（事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は所得税額の特別控除）

**第十条の四** 青色申告書を提出する個人で次の各号に掲げるものが、昭和六十二年  
四月一日から平成十九年三月三十日までの期間（第三項及び第四項において「  
指定期間」という。）内に、その製作の後事業の用に供されたことのない当該各  
号に定める機械及び装置並びに器具及び備品（以下この条において「事業基盤強  
化設備」という。）で政令で定める規模のもの（以下第四項まで及び第七項にお  
いて「特定事業基盤強化設備」という。）を取得し、又は特定事業基盤強化設備  
を作製して、これを国内にある当該個人の営む事業の用に供した場合（貸付けの  
用に供した場合を除く。第三項及び第四項において同じ。）には、その事業の用  
に供した日の属する年（事業を廃止した日の属する年を除く。以下この条におい  
て「供用年」という。）の年分における当該個人の事業所得の金額の計算上、當  
該特定事業基盤強化設備の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第  
四十九条第一項の規定にかかわらず、当該特定事業基盤強化設備について同項の  
規定により計算した償却費の額とその取得価額の百分の三十に相当する金額との  
合計額（次項において「合計償却限度額」という。）以下の金額で当該個人が必  
要経費として計算した金額とする。ただし、当該特定事業基盤強化設備の償却費  
として同条第一項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできな  
い。

#### 一-5 省略

**六 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律**（平成十一年法律第十八号）

第十条第二項に規定する承認経営革新計画に従つて同法第二条第六項に規定す  
る経営革新のための事業を行う同条第一項に規定する中小企業者に該当する個  
人（前各号に掲げる個人に該当する者を除く。）当該承認経営革新計画に定  
める機械及び装置

**七 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律**第十二条第三項に規定する認  
定異分野連携新事業分野開拓計画に従つて同法第二条第七項に規定する異分野

除限度額が、当該個人の当該供用年の年分の事業所得に係る所得税額の百分の二  
十に相当する金額（その年においてその指定事業の用に供した特定機械装置等に  
つき前項の規定によりその年分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金  
額がある場合には、当該金額を控除した残額）を超えるときは、その控除を受け  
る金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

#### 5-14 同上

（事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は所得税額の特別控除）

**第十条の四** 青色申告書を提出する個人で次の各号に掲げるものが、昭和六十二年  
四月一日から平成十七年三月三十日までの期間（第三項及び第四項において「  
指定期間」という。）内に、その製作の後事業の用に供されたことのない当該各  
号に定める機械及び装置並びに器具及び備品（以下この条において「事業基盤強  
化設備」という。）で政令で定める規模のもの（以下第四項まで及び第七項にお  
いて「特定事業基盤強化設備」という。）を取得し、又は特定事業基盤強化設備  
を作製して、これを国内にある当該個人の営む事業の用に供した場合（貸付けの  
用に供した場合を除く。第三項及び第四項において同じ。）には、その事業の用  
に供した日の属する年（事業を廃止した日の属する年を除く。以下この条におい  
て「供用年」という。）の年分における当該個人の事業所得の金額の計算上、當  
該特定事業基盤強化設備の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第  
四十九条第一項の規定にかかわらず、当該特定事業基盤強化設備について同項の  
規定により計算した償却費の額とその取得価額の百分の三十に相当する金額との  
合計額（次項において「合計償却限度額」という。）以下の金額で当該個人が必  
要経費として計算した金額とする。ただし、当該特定事業基盤強化設備の償却費  
として同条第一項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできな  
い。

#### 一-5 同上

**六 中小企業経営革新支援法**（平成十一年法律第十八号）第五条第一項に規定す

る承認経営革新計画に従つて同法第二条第三項に規定する経営革新のための事  
業を行う同条第一項に規定する中小企業者で同法第九条第一項に規定する確認  
を受けたもの（前各号に掲げる個人に該当する者を除く。）当該承認経営革  
新計画に定める機械及び装置

**七 次に掲げる個人** それぞれ次に定める機械及び装置

**八 中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法**（平成七年法律第四

連携新事業分野開拓のための事業を行う同条第一項に規定する中小企業者に該当する個人で同法第十五第二項に規定する確認を受けたもの（前各号に掲げる個人に該当する者を除く。） 当該認定異分野連携新事業分野開拓計画に定める機械及び装置

ハ 当該認定研究開発等事業計画に定める機械及び装置  
口 中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法第二条第一項に規定する中小企業者に該当する個人で同条第三項第一号に規定する業種に属する事業を営むもののうち事業を開始した日として政令で定める日以後五年を経過していないもの（ハに掲げる個人に該当する者を除く。） 当該事業の用に供される機械及び装置

ハ 中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法第二条第一項に規定する中小企業者に該当する個人でその年の前年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される試験研究費の額の当該前年分の事業所得の総収入金額に対する割合として政令で定める割合が百分の三を超えるもの 機械及び装置

#### 八 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第二条第一項に規定する中小企業者に該当する個人で同法第八条第一項に規定する業種に属する事業を営むもののうち事業を開始した日として政令で定める日以後五年を経過していないもの（前各号に掲げる個人に該当する者を除く。） 当該事業の用に供される機械及び装置

#### 2・3 省略

4 第一項に規定する個人が、指定期間内に、その製作の後事業の用に供されたことのない事業基盤強化設備を物品賃貸業を営む者から契約により賃借（政令で定める要件を満たすものに限る。）をして、これを国内にある当該個人の営む事業の用に供した場合（その事業の用に供した日の属する年十二月三十一日まで引き続き、当該事業の用に供している場合に限るものとし、次条第四項、第十条の六第四項又は第十条の七の規定の適用を受けるものに係る場合を除く。）には、供用年の年分供用年の年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、その事業の用に供した事業基盤強化設備（その賃借に要する政令で定める費用の総額が政令で定める金額以上であるものに限る。）に係る当該費用の総額を基礎として政令での総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、その事業の用に供した事業基盤強化設備（その賃借に要する政令で定める費用の総額が政令で定める金額以上であるものに限る。）に係る当該費用の総額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額の合計額の百分の七に相当する金額（以下この項及び第六項において「リース税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該個人の供用年におけるリース税額控除限度額が、当該個人の当該供用年の年分の事業所得に係る所得税額の百分の二十に相当する

十七号）第二条第一項に規定する中小企業者に該当する個人で同法第五条第二項に規定する認定研究開発等事業計画に従つて同法第二条第四項に規定する研究開発等事業を行うもの（ロ又はハに掲げる個人に該当する者を除く。）当該認定研究開発等事業計画に定める機械及び装置  
ハ 中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法第二条第一項に規定する中小企業者に該当する個人でその年の前年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される試験研究費の額の当該前年分の事業所得の総収入金額に対する割合として政令で定める割合が百分の三を超えるもの 機械及び装置

金額（その年においてその事業の用に供した特定事業基盤強化設備につき前項の規定によりその年分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額がある場合には、当該場合には、当該金額を控除した残額）を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

## 5-14 省略

（沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合等の特別償却又は所得税額の特別控除）

**第十条の五 青色申告書を提出する個人で沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第六十六条第五項の規定により読み替えて適用される中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第十条第二項に規定する承認経営革新計画に従つて沖縄振興特別措置法第六十六条第一項に規定する経営革新のための事業を行う同項に規定する特定中小企業者であるものが、平成十四年四月一日から平成十九年三月三十日までの期間（第三項及び第四項において「指定期間」という。）内に、その製作若しくは建設の後事業に、その製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのない当該承認経営革新計画に定める機械及び装置、器具及び備品（財務省令で定めるものに限る。）並びに建物及びその附属設備（以下この条において「経営革新設備等」という。）で政令で定める規模のもの（以下この項から第四項まで及び第七項において「特定経営革新設備等」という。）を取得し、又は特定経営革新設備等を製作し、若しくは建設して、これを沖縄県の地域内において当該個人の営む事業の用に供した場合（貸付けの用に供した場合を除く。第三項及び第四項において同じ。）には、その事業の用に供した日の属する年（事業を廃止した日の属する年を除く。以下この条において「供用年」といいう。）の年分における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該特定経営革新設備等の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該特定経営革新設備等について同項の規定により計算した償却費の額とその取得価額の百分の三十四（建物及びその附属設備については、百分の二十）に相当する金額との合計額（次項において「合計償却限度額」という。）以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該特定経営革新設備等の償却費として同条第一項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。**

## 2-3 省略

4 第一項に規定する個人が、指定期間内に、その製作の後事業の用に供されたことのない経営革新設備（経営革新設備等のうち建物及びその附属設備以外のもの

においてその事業の用に供した特定事業基盤強化設備につき前項の規定によりその年分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

## 5-14 同上

（沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合等の特別償却又は所得税額の特別控除）

**第十条の五 青色申告書を提出する個人で沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第六十六条の規定により読み替えて適用される中小企業経営革新支援法第五条第二項に規定する承認経営革新計画に従つて沖縄振興特別措置法第六十六条に規定する経営革新のための事業を行う同条に規定する特定中小企業者であるものが、平成十四年四月一日から平成十九年三月三十日までの期間（第三項及び第四項において「指定期間」という。）内に、その製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのない当該承認経営革新計画に定める機械及び装置、器具及び備品（財務省令で定めるものに限る。）並びに建物及びその附属設備（以下この条において「経営革新設備等」という。）で政令で定める規模のもの（以下この項から第四項まで及び第七項において「特定経営革新設備等」という。）を取得し、又は特定経営革新設備等を製作し、若しくは建設して、これを沖縄県の地域内において当該個人の営む事業の用に供した場合（貸付けの用に供した場合を除く。第三項及び第四項において同じ。）には、その事業の用に供した日の属する年（事業を廃止した日の属する年を除く。以下この条において「供用年」といいう。）の年分における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該特定経営革新設備等の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該特定経営革新設備等について同項の規定により計算した償却費の額とその取得価額の百分の三十四（建物及びその附属設備については、百分の二十）に相当する金額との合計額（次項において「合計償却限度額」という。）以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該特定経営革新設備等の償却費として同条第一項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。**

## 2-3 同上

4 第一項に規定する個人が、指定期間内に、その製作の後事業の用に供されたことのない経営革新設備（経営革新設備等のうち建物及びその附属設備以外のもの

をいう。以下この項において同じ。) を物品賃貸業を営む者から契約により賃借(政令で定める要件を満たすものに限る。)をして、これを沖縄県の地域内において当該個人の営む事業の用に供した場合(その事業の用に供した日の属する年の十一月三十一日まで引き続き、当該事業の用に供している場合に限るものとし、次条第四項又は第十条の七の規定の適用を受けるものに係る場合を除く。)には、供用年の年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、その事業の用に供した経営革新設備(その賃借に要する政令で定める費用の総額が政令で定める金額以上であるものに限る。)に係る当該費用の総額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額の合計額の百分の十五に相当する金額(以下この項及び第六項において「リース税額控除限度額」という。)を控除する。この場合において、当該個人の供用年におけるリース税額控除限度額が規定によりその年分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

5-14 省略

(情報通信機器等を取得した場合等の特別償却又は所得税額の特別控除)

第十条の六 省略

2-3 省略

4 第一項に規定する個人が、指定期間内に、その製作の後事業の用に供されたことのない情報通信機器等を物品賃貸業を営む者から契約により賃借(政令で定める要件を満たすものに限る。)をして、当該情報通信機器等(その賃借に要する政令で定める費用の総額が政令で定める金額以上であるものに限る。以下この条において「リース情報通信機器等」という。)を国内にある当該個人の営む事業の用に供した場合(その事業の用に供した日の属する年の十二月三十一日まで引き続き当該事業の用に供している場合に限る。)には、供用年の年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、その事業の用に供したりのものに係る場合を除く。)には、供用年の年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、その事業の用に供したリース情報通信機器等の当該費用の総額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額の合計額の百分の十に相当する金額(以下この項及び第六項において「リース税額控除限度額」という。)を控除する。この場合において、当該個人の供用年におけるリース税額控除限度額が、当該個人の当該供用年の年分の事業の用に供した特定経営革新設備等につき前項の規定によりその年分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

5-14 同上

(情報通信機器等を取得した場合等の特別償却又は所得税額の特別控除)

第十条の六 同上

2-3 同上

4 第一項に規定する個人が、指定期間内に、その製作の後事業の用に供されたことのない情報通信機器等を物品賃貸業を営む者から契約により賃借(政令で定める要件を満たすものに限る。)をして、当該情報通信機器等(その賃借に要する政令で定める費用の総額が政令で定める金額以上であるものに限る。以下この条において「リース情報通信機器等」という。)を国内にある当該個人の営む事業の用に供した場合(その事業の用に供した日の属する年の十二月三十一日まで引き続き当該事業の用に供している場合に限る。)には、供用年の年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、その事業の用に供したりのものに係る場合を除く。)には、供用年の年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、その事業の用に供したリース情報通信機器等の当該費用の総額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額の合計額の百分の十に相当する金額(以下この項及び第六項において「リース税額控除限度額」という。)を控除する。この場合において、当該個人の供用年におけるリース税額控除限度額が、当該個人の当該供用年の年分の事業の用に供した特定経営革新設備等につき前項の規定によりその年分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

ース税額控除限度額が、当該個人の当該供用年の年分の事業所得に係る所得税額の百分の二十に相当する金額（その年においてその事業の用に供した特定情報通信機器等につき前項の規定によりその年分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

## 5-14 省略

### （教育訓練費の額が増加した場合の所得税額の特別控除）

**第十条の七 青色申告書を提出する個人の平成十八年から平成二十年までの各年（平成十八年以後に事業を開始した個人のその開始した日の属する年（相続又は包括遺贈により当該事業を承継した日の属する年を除く。）及びその事業を廃止した日の属する年を除く。次項において同じ。）の年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される教育訓練費の額（その教育訓練費に充てるため他の者から支払を受ける金額がある場合には、当該金額を控除した金額。以下この条において同じ。）が当該個人の比較教育訓練費の額を超える場合には、その年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、当該比較教育訓練費の額を超える部分の金額の百分の二十五に相当する金額を控除する。ただし、その控除を受ける金額が、当該個人のその年分の事業所得の金額に係る所得税の額として政令で定める金額（次項において「事業所得に係る所得税額」という。）の百分の十に相当する金額を超えるときは、当該控除を受ける金額は、当該百分の十に相当する金額を限度とする。**

**2 第十条第五項に規定する中小企業者に該当する個人で青色申告書を提出するものの平成十八年から平成二十年までの各年において、その年分（前項の規定の適用を受ける年分を除く。）の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される教育訓練費の額がある場合には、その年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、当該年分の当該教育訓練費の額の百分の二十（教育訓練費増加割合（当該年分の当該教育訓練費の額から比較教育訓練費の額を控除した金額の当該比較教育訓練費の額に対する割合をいう。）が百分の四十未満であるときは、当該教育訓練費増加割合に〇・五を乗じて計算した割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときは、これを切り捨てた割合）とする。）に相当する金額を控除する。ただし、その控除を受ける金額が、当該個人のその年分の事業所得に係る所得税額の百分の十に相当する金額を超えるときは、当該控除を受ける金額は、当該百分の十に相当する金額を限度とする。**

所得に係る所得税額の百分の二十に相当する金額（その年においてその事業の用に供した特定情報通信機器等につき前項の規定によりその年分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

## 5-14 同上

3 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

教育訓練費　個人が当該個人のその事業に係る使用人（当該個人と政令で定める特殊の関係のある者を除く。）の職務に必要な技術又は知識を習得させ、又は向上させるために支出する費用で政令で定めるものをいう。

二 比較教育訓練費の額 前二項のいずれかの規定の適用を受けよ

第六項において「適用年」という。前二年以内の各年（事業を開始した日）の属する年以後の年に限る。（以下この号において同じ。）の年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される教育訓練費の額（当該各年のうちに事業を開始した日の属する年がある場合には、当該年については、当該年の教育訓練費の額に十二を乗じてこれを当該年において事業を営んでいた期間の月数で除して計算した金額）の合計額を当該各年の数で除して計算した金額をいう。

前項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

第一項又は第二項の規定は、確定申告書に、これらの規定による控除を受ける

5 第一項又は第二項の規定は、確定申告書に、これらの規定による控除を受ける金額についてのその控除に関する記載があり、かつ、当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、これらの規定により控除される金額は、当該金額として記載された金額に限るものとする。

6 前三項に定めるもののほか、第一項又は第二項に規定する個人がこれらの規定に規定する事業所得を生ずべき事業を適用年の二年前の年以後に相続又は包括遺贈により承継した者である場合における当該適用年の前年分又は前々年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される教育訓練費の額の計算その他これらの規定の適用に関する必要な事項は、政令で定める。

7 その年分の所得税について第一項又は第二項の規定の適用を受ける場合における所得税法第二百二十条第一項第三号に掲げる所得税の額の計算については、同号中「第二章（税額の計算）」とあるのは、「第三章（税額の計算）及び租税特別措置法第十条の七（教育訓練費の額が増加した場合の所得税額の特別控除）」とする。

### (特定設備等の特別償却)

**第十一條** 青色申告書を提出する個人で次の表の各号の上欄に掲げるものが、当該各号の中欄に掲げる減価償却資産（以下この条において「特定設備等」という。）につき政令で定める期間内に、特定設備等での製作若しくは建設の後事業の

（特定設備等の特別償却）

第十一條 同上